

町田市排水設備工事指定工事店 新規指定の手引き

新規指定受付期間

随時

※月ごとにまとめて受付けし、翌月末に指定をします。余裕をもって申請してください。

（例）4月10日に申請を受付けると5月末に指定となります。

※書類に不備がある場合は受理できません。書類作成前に必ずご一読ください。



町田市下水道キャラクター
雨かえる

町田市下水道部下水道管理課 指導係
〒194-8520 町田市森野二丁目2番22号
電話 042-724-4330

目 次

1 新規指定申請の流れ	p. 3
2 新規指定申請に必要な書類	p. 5
3 様式の記入例	p. 8
(第1号様式) 町田市排水設備工事指定工事店指定申請書の記入例	p. 9
事務所調書(別紙2) 記入例	p.10
所有機械器材調書(別紙3) 記入例	p.11
4. 提出書類チェックリスト	p. 12

提出前の最終チェックにご使用ください。

1 新規指定申請手続きの流れ

●指定基準●

指定を受けるためには、以下の基準を**すべて**満たしている必要があります。

- ① 東京都の区域内に営業所を有すること。
- ② 排水設備工事責任技術者が1名以上専属していること。
- ③ 工事の施工に必要な設備及び器材を有すること。

・専属する排水設備工事責任技術者とは、東京都に登録されており、工事店代表者が常時業務を命令できるような雇用契約が結ばれている方です。（非常勤や下請け等の方は含みません。）

・町田市下水道条例第8条の3第2項、第3項に該当する場合は、指定を受けることができません。

新規指定申請書類配布

・窓口で受け取りたい

土・日・祝を除いた

午前9時00分から12時まで 午後1時から4時までに、

町田市森野 2-2-22 町田市役所市庁舎8階 窓口802で職員にお申し付けください。

・町田市ホームページからダウンロードしたい

<アクセス方法>

町田市トップページ⇒暮らし⇒水道・下水道⇒下水道⇒事業者の皆様へ⇒

町田市排水設備工事指定工事店の指定について

申請書類受付

受付日時 随時

(土・日・祝祭日を除く)

午前 9 時 00 分から 11 時 30 分まで 午後 1 時から 4 時 00 分まで

※申請の際は事前に電話連絡 (042-724-4330) の上でご来庁ください。

受付場所 町田市森野 2-2-22 町田市役所市庁舎 8 階 窓口 802

申請手数料 10,000 円

町田市排水設備工事指定工事店指定申請書の受付時に納入通知書をお渡しします。市役所庁舎内 1 階の金融機関で申請手数料をお支払いの上、領収書原本を持参してください。領収書 (原本) は確認後、返却します。

(注) 申請受付窓口でのお支払いは出来ません。

※郵送での提出は受け付けておりません。

申請書の審査

申請書に不備や不足書類があった際はご連絡いたします。速やかに不備の訂正や不足書類のご提出をお願いいたします。

新規指定の適格・不適格の決定、通知

申請書類を町田市下水道条例第 8 条の 3 (指定基準) に基づき審査した結果、適格と認められた工事店に対し、新規指定に関する通知を送付いたします。

指定工事店証の交付及び講習会の開催

指定工事店証の交付式及び講習会に参加していただきます。
(申請受付の翌月末に開催。2 時間程度)

新規指定手続き完了

有効期間 指定を受けた日から 4 年を経過した日の属する年度の末日まで

2 新規指定申請に必要な書類

(1) 配布書類（窓口や町田市ホームページ上で配布している書類）

※★マークのものはp.9以降に記入例の記載がありますのでご参照ください。

- | | |
|-----------------------------|------------|
| ★（第1号様式）町田市排水設備工事指定工事店指定申請書 | |
| ○（別紙1）誓約書 | 添付書類②（2）参照 |
| ★（別紙2）事務所調書 | 添付書類③（2）参照 |
| ★（別紙3）所有機械器具調書 | 添付書類⑦参照 |

(2) 添付書類

（第1号様式）町田市排水設備工事指定工事店指定申請書に加え、下記①から⑪の添付書類を添付してください。

①**商業登記の登記事項証明書** ※過去3カ月以内に発行されたもの

下記のいずれかを提出してください。

<p>法人営業の場合</p>	<p>商業登記の登記事項証明書の正本</p> <ul style="list-style-type: none"> 本社店舗所在地の管轄法務局で発行されたものを添付してください。 営業所が商業登記されていない場合は、商業登記の登記事項証明書の正本に加えて、④の「建物の登記事項証明書（代表者所有又は法人所有のもの）」又は「建物賃貸借契約書の写し」も提出してください。 ・なお、目的欄には排水設備工事に関連した業務内容を登記しておいてください。 （例「排水設備工事の設計及び施工」、「上下水道工事の設計及び施工」）
<p>個人営業の場合</p>	<p>住民票の写し（本人のみのもの）</p> <p>代表者の住所と営業所の所在地が同一でない場合は、住民票の写しに加えて、④の営業所の「建物の登記事項証明書（代表者所有のもの）」又は「建物賃貸借契約書の写し」も提出してください。</p>

②破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び精神の機能の障がいにより排水設備の新設等の工事の事業を適正に営むに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者でないことを証明する書類（法人の場合は、代表者のもの）

下記の（１）、（２）を提出してください。

（１）本籍地の区市町村で発行する「身分証明書」の正本

※過去3カ月以内に発行されたもの

（２）誓約書（別紙１） ※代表者本人の記名（自署）してください。

③営業所の案内図、平面図及び写真

下記の（１）～（３）を提出してください。

（１）案内図

住宅地図のコピーに場所を明示してください。（営業所が町田市外にある場合は、最寄り駅などの目標物が確認できる案内図も添付してください。）

（２）事務所調書（別紙２）

配布の指定用紙に、事務所内の概略図（机、コピー機、製図台、書棚等の配置）を記入してください。

（３）写真

下記の１～３の写真を各１枚ずつ提出してください。

１ 営業所の正面（建物の外観で看板が写っているもの）

２ 営業所内（事務所全体の様子がわかるもので、事務所調書（別紙２）に記入した事務機器が確認できるもの）

３ 資材置き場・所有機械・器材が確認できるもの（⑦所有機械器具調書（別紙３）に記載の器材等のうち、※１の指定要件としている器材等（太字になっているもの）はすべて撮影し、写真にNo.を記入してください。）

④営業所の建物の登記事項証明書又は建物賃貸借契約書の写し

下記のいずれかを提出してください。

営業所を所有している場合	営業所の建物の登記事項証明書（代表者所有又は法人所有のもの） ※営業所が商業登記されている場合、又は個人営業で営業所が代表者の住民票と同一の場合は不要です。
営業所を賃借している場合	営業所の建物賃貸借契約書の写し

⑤専属する責任技術者全員の雇用関係を証する書類

下記①～⑥までのうち、いずれか1点を提出してください。

※代表者の方の場合は不要です。

種 別	提 示 書 類	
健康保険	社会保険、組合健康保険（管工業組合、土木建築組合等）で会社名等が確認できるもの	①被保険者証 ②組合の発行する証明書等
雇用保険	③資格取得等確認通知書	④組合の発行する証明書等
その他	⑤源泉徴収票に社名・社印を押したもの ⑥住民税 特別徴収税額の通知書	

⑥ 専属する責任技術者全員の排水設備工事責任技術者証の写し

※顔写真が写っているページの写しを添付してください。

※町田市に専属登録している責任技術者全員の氏名を記入してください。 複数名専属し、欄内に記入できない場合は、別紙で提出していただいてもかまいません。

⑦工事の施行に必要な設備及び器材を有することを証する書類（所有機械器具調書（別紙3））

配布の指定用紙に所有（リース等はその旨記入）している器材について所有台数を記入してください。記入した資材置場の所在地が営業所と異なる場合は資材置場の案内図を添付してください。

下記に挙げた器材等（別紙3で太字になっている※1の器材）は所有していることを指定要件としています。（③（3）3に記載のとおり、すべて写真の提出をお願いいたします。）

複数種類の機材をまとめて1枚に収めてもOKです。複数台所有の場合も、1種類につき1台ずつの写真で構いません。箱に入っているものは出すなど機材の全景がはっきりと確認できる形での撮影をお願いいたします。

■所有していることを指定要件としている器材等一覧■

- (1) サンダー、塩ビパイプカッター等
- (2) ハツリ機（ピック、プレーカー等）
- (3) 填圧機（ランマー、プレート等）
- (4) レベル
- (5) 管掃用機器（高圧洗浄機、トローラー等）
- (6) トラック（ダンプ） ※所有していることが指定要件ですが、リースも可としています。（リースの場合でも写真の提出は必要になります。）
- (7) カラーコーン
- (8) コーンバー

⑧指定工事店証の写し

営業所所在地が町田市内の工事店は（１）、町田市外の工事店は（１）（２）の両方を提出してください。

- (1) 東京都下水道局が交付した指定工事店証の写し
- (2) 営業所が町田市以外（東京都内）に所在する場合は、上記（１）に加えて営業所所在地の下水道管理者が交付した指定工事店証の写し

⑨代表者の写真 1枚（縦3cm×横3cm カラー）

※裏面に工事店名と指定番号を記入して下さい。

⑩申請手数料の領収書（原本）

町田市排水設備工事指定工事店指定申請書の受付時に納入通知書をお渡しします。市役所庁舎内1階の金融機関で申請手数料をお支払いの上、領収書原本を持参してください。領収書（原本）は確認後、返却します。

（注）申請受付窓口でのお支払いは出来ません。

3 様式の記入例

配布書類の記入例を掲載しますので、書類作成時にご参照ください。

町田市排水設備工事指定工事店指定申請書

〇〇〇〇年 〇月 〇日

町田市長 石 阪 丈 一 様

申請者

住所

氏名

指 定

~~指定の更新~~

- ・ 本社所在地
- ・ 会社名(営業所で指定を取る場合も申請者欄は本社)
- ・ 代表者氏名

町田市排水設備工事指定工事店の 町田市排水設備工 事指定工事店規則 第2条 の規定により、下記のとおり関係書類を添えて申請します。
第5条

記

ふりがな 商号又は名称	まるまるこうぎょう さんかくえいぎょうしょ 〇〇工業 △営業所
ふりがな 営業所所在地	〒194-XXXX まちだしもの 町田市森野 2-2-22 電話 042 (XXX) XXXX FAX 042 (000) 0000 ※住所のふりがなの記載をお願いいたします。
ふりがな 代表者住所氏名	〒 194-XXXX まちだしもの 町田市森野 2-2-22 まちだ たろう 町田 太郎 電話 042 (XXX) XXXX ※住所、氏名ともにふりがなの記載をお願いいたします。
責任技術者氏名	町田 太郎 登録番号 第 100-XXXXXX 号 町田 良子 100-△△△△△
指 定 番 号	第 号 (※空欄)
添 付 書 類	1 商業登記簿の登記事項証明書 (個人の場合は、住民票の写し) 2 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者でないことを証明する書類(法人の場合は、代表者のもの) (代表者の本籍地で発行される身分証明書と別紙1 誓約書) 3 営業所の案内図、平面図 (別紙2 事務所調書) 及び写真 4 営業所の建物の登記事項証明書又は建物賃貸借契約書の写し 5 専属する責任技術者の雇用関係を証する書類 6 専属する責任技術者の排水設備工事責任技術者証の写し 7 工事の施行に必要な設備及び器材を有することを証する書類 (別紙3 所有機械器具調書) 8 排水設備工事指定工事店証の写し(町田市以外の東京都内の下水道管理者から指定を受けている場合に限る。) (9) 代表者の写真 (縦3 cm×横3 cm) (10) 申請手数料の領収書 (原本)

※町田市に専属登録している責任技術者全員の氏名を記入してください。複数名専属し、欄内に記入できない場合は、別紙で提出していただいてもかまいません。

記入例

事務所調書

工事店名	株式会社 ○○設備 (2002年1月18日設立)		指定番号 (更新の場合)	△△△	
営業所	土地	自己所有・借地	建物	自己所有・借家	
	事務所面積		m ²	事務所専用・事務所兼住宅	
建物外観の写真 ※看板が写っているもの		写真No. 1			
		営業所内の写真 ※事務所全体の様子が見えるもの			
写真No. 2					
駐車場	5 台	書庫 (鍵のかかるもの)	2 個	書棚	1 個
机、椅子	5 組	コピー機	1 台	製図台	2 台
				パソコン(CAD)	6 台
事務所の平面図 (事務機器等の配置状況を記入してください。)					
従業員数	従業員 6 名 (うち、事務員 2 名)				
排水設備工事指定工事店の指定状況 (町田市以外)	・営業所所在地の下水道管理者の指定 (あり・なし) ・東京都下水道局の指定 (あり・なし)				

記入例

所有機械器具

資材置場の場所が
営業所所在地と異
なる場合は案内図
の添付が必要にな
ります。

工事店名	株式会社 ○○設備			△△△
資材置場 倉庫	所在地 町田市森野×-△-○ 営業所からの距離 約 2 km ※営業所敷地内に資材置場がない場合は、案内図を添付してください。			写真No. 3
	土地	自己所有・借地	倉庫	自己所有・借家
機 械 ・ 器 具 ・ 車 両 等				
サンダー、塩ビパイプカッター等	4 台	※1	写真No. 4	
ハツリ機 (ピック、ブレーカー等)	3 台	※1	写真No. 5	
填圧機 (ランマー、プレート等)	3 台	※1	写真No. 6	
レベル	2 台	※1	写真No. 7	
管掃用機器 (高圧洗浄機、トローラー等)	2 台	※1	写真No. 8	
乗用車 (含軽車両)	台	(所有・リース)	/	
トラック	1 台	(所有・リース) ※1	写真No. 9	
所有していることが指定要件ですが、リースも可としています。				
カラーコーン	20 基	※1	写真No. 10	
コーンバー	10 基	※1	写真No. 10	
残土処理場 (含仮置場)	1 あり 所在地 2 なし 処理業者委託			
その他保有している機器	複数種類の機材をまとめて1枚に収めても OK です。複数台所有の場合も、1種類につき1台ずつの写真で構いません。箱に入っているものは出すなど機材の全景がはっきりと確認できる形での撮影をお願いいたします。			

※1 所有していることを指定要件としている機械・器具等です。

写真にNo.を記入し提出してください。(※1の機械・器具、資材置場)

※2 ディーゼル車は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(平成12年東京都条例第215号)の規定によるディーゼル車規制に適合する自動車であること。

4. 提出書類チェックリスト



書類に不備がないか、今一度のご確認にご協力
お願いいたします！

必要書類に関してご不明な点等ございましたら、お手数ですが
下水道管理課指導係 042(724)4330 までお問い合わせください。

- (第1号様式) 町田市排水設備工事指定工事店指定申請書
〔添付書類〕※各種証明書は過去3ヶ月以内に発行されたものをご用意ください。
- 【法人営業の場合】商業登記の登記事項証明書の正本
【個人営業の場合】住民票の写し(本人のみのもの)
- 身分証明書の正本
- 誓約書(別紙1)
- 営業所案内図
- 事務所調書(別紙2)
- 写真
 - 営業所の正面
 - 営業所内
 - 資材置き場・所有機械・器材が確認できるもの
- 【営業所を所有している場合】
営業所の建物の登記事項証明書(代表者所有又は法人所有のもの)
※営業所を商業登記している場合、個人営業で営業所が代表者の住民票と同一
の場合は不要
- 【営業所を賃借している場合】営業所の建物賃貸借契約書の写し
- 専属する責任技術者全員の雇用関係を証する書類(※代表者は不要)
- 専属する責任技術者全員の排水設備工事責任技術者証の写し
- 所有機械器具調書(別紙3)
- 【資材置場の場所が営業所と異なる場合】資材置場の案内図
- 【営業所が町田市内の場合】
東京都下水道局が交付した指定工事店証の写し
- 【営業所が町田市外の場合】
東京都下水道局が交付した指定工事店証の写し及び営業所所在地の下水道管理者
が交付した指定工事店証の写し
- 代表者の写真(カラー3cm×3cm程度)
- 申請手数料の領収書(原本)
※指定申請書受付時に納入通知書をお渡しします。